# 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領一部改正 新旧対照表

改正後

# 現 行

#### 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領

平成28年5月26日付け農産第304号農政部長通知 平成30年10月18日付け農産第965号農政部長通知 令和2年(2020年)4月8日付け農産第37号農政部長通知 令和5年(2023年)3月14日付け農産第1396号農政部長通知

最終改正 令和6年(2024年)3月13日付け農産第1453号農政部長通知

# 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領

平成28年5月26日付け農産第304号農政部長通知 平成30年10月18日付け農産第965号農政部長通知

令和2年(2020年)4月8日付け農産第37号農政部長通知

最終改正 令和5年(2023年)3月14日付け農産第1396号農政部長通知

### 第1 略

#### 第2 産地パワーアップ計画等の承認

- 1 交付等要綱別記2の第10の3の規定に基づき産地パワーアップ計画(交付等要綱第4の<u>(2)</u>の工の産地パワーアップ計画をいう。以下同じ。)を提出しようとする地域協議会長(交付等要綱第4の<u>(2)</u>の工の地域協議会の長をいう。以下同じ。)は、計画承認申請書に当該産地パワーアップ計画を添えて、当該地域協議会の区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出するものとする。
- 2 略
- 3 1により産地パワーアップ計画の提出を受けた総合振興局長等は、 当該産地パワーアップ計画が交付等要綱別記2の第4の基準を満た すものと認めたときは、あらかじめ農政部長に協議の上、都道府県 事業計画(交付等要綱第4の(2)の力の都道府県事業計画をいう。 以下同じ。)の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長に通知す るものとする。

 $4\sim5$  略

### 第1 略

### 第2 産地パワーアップ計画等の承認

- 1 交付等要綱別記2の第10の3の規定に基づき産地パワーアップ計画(交付等要綱第4の2の(4)の産地パワーアップ計画をいう。以下同じ。)を提出しようとする地域協議会長(交付等要綱第4の2の(2)の地域協議会の長をいう。以下同じ。)は、計画承認申請書に当該産地パワーアップ計画を添えて、当該地域協議会の区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出するものとする。
- 2 略
- 3 1により産地パワーアップ計画の提出を受けた総合振興局長等は、 当該産地パワーアップ計画が交付等要綱別記2の第4の基準を満た すものと認めたときは、あらかじめ農政部長に協議の上、都道府県 事業計画(交付等要綱第4の2の(6)の都道府県事業計画をいう。 以下同じ。)の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長に通知す るものとする。

 $4\sim5$  略

## 第3~28 略

附則 (平成28年5月26日付け農産第304号)

1 この要領は、平成28年4月28日から適用する。

附則 (平成30年10月18日付け農産第965号)

1 この要領は、平成30年10月18日から適用する。

附則 (令和2年(2020年)4月8日付け農産第37号)

1 この要領は、令和2年(2020年)4月8日から適用する。

附則 (令和5年(2023年)3月14日付け農産第1396号)

1 この要領は、令和5年(2023年)3月14日から適用する。

| 附則 (令和6年(2024年)3月13日付け農産第1453号)

1 この要領は、令和6年(2024年)3月13日から適用する。ただし、改 正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従 前の例により取り扱うものとする。

# 第3~28 略

| 附則 (平成28年5月26日付け農産第304号)

1 この要領は、平成28年4月28日から適用する。

| 附則 (平成30年10月18日付け農産第965号)

1 この要領は、平成30年10月18日から適用する。

| 附則 (令和2年(2020年)4月8日付け農産第37号)

1 この要領は、令和2年(2020年)4月8日から適用する。

|附則 (令和5年(2023年)3月14日付け農産第1396号)

1 この要領は、令和5年(2023年)3月14日から適用する。<u>ただし、改</u> 正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお 従前の例により取り扱うものとする。